

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	矢田 峰之
【住所又は本店所在地】	東京都品川区
【報告義務発生日】	令和5年9月14日
【提出日】	令和5年9月22日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有株券等の内訳の変更 担保契約等重要な契約の発生

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ソーシャルワイヤー株式会社
証券コード	3929
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（グロース市場）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	矢田 峰之
住所又は本店所在地	東京都品川区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	会社役員
勤務先名称	ソーシャルワイヤー株式会社
勤務先住所	東京都港区新橋1-1-13 アーバンネット内幸町ビル3階

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ソーシャルワイヤー株式会社 管理部経営企画Gr 部長 松浦 貴昭 東京都港区新橋1-1-13 アーバンネット内幸町ビル3階
電話番号	03-5363-4872

（2）【保有目的】

発行会社の代表取締役であり、安定株主として株式を保有しております。

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,186,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 120,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,306,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,306,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		120,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和5年8月31日現在)	V	6,108,600
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		20.97
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		21.78

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、令和5年9月14日付で、株式会社ブラップジャパン（以下、「引受人」という。）との間で、「株主間契約書」（以下「本契約」といいます。）を締結し、以下合意しております。なお、本契約は、引受人が、払込期日を令和5年11月20日とする第三者割当増資について全額の払い込みを完了したことを条件として、その効力が生じます。

(1) 提出者は、引受人が指名した発行者の取締役候補者が選任されるよう株主総会の議決権を行使すること、また他の株主総会の議案について、引受人と事前に協議を行い、議決権を行使すること。

(2) 引受人は、提出者が発行者グループの取締役等の地位を喪失した場合、提出者に対して、保有する発行者の株式の全部を引受人に対して譲渡することを請求する権利を有すること。

(3) 提出者が、保有する発行者の株式の全部または一部（以下「譲渡対象株式」といいます。）の譲渡を希望する場合、引受人にその旨を通知し、協議を行うこと、また協議が30日以内に合意に至らなかった場合、提出者は、引受人以外の第三者（以下「譲受人候補者」といいます。）と本株式の譲渡に関する協議・交渉を行うことができること。

(4) 提出者は、譲受人候補者から譲渡対象株式の譲渡を提案された場合、引受人に対し、主要な条件を譲渡日の少なくとも30日以上前までに通知（以下「買取提案通知」といいます。）すること。

(5) 引受人は、買取提案通知受領後30日以内に提出者に対して、引受人または引受人が指定する者による譲渡対象株式の取得を希望する旨を書面で通知することにより、譲渡対象株式を買い取ることができること、また提出者は、引受人が買取提案通知の受領後30日以内に譲渡対象株式の買い取りを希望する旨の通知を行わなかった場合に限り、譲渡対象株式を譲受人候補者に対して譲渡することができること。

(6) 提出者は、発行者の株式を譲り受けようとする場合、事前に、引受人に対し、譲渡を受ける株式等に関する情報を引受人に通知すること。

(7) 引受人は、提出者の契約違反等により本契約を解除した場合、提出者に対し、発行者の株式の全部を引受人に対して譲渡することを請求する権利を有すること。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	97,260
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成19年8月31日の株式分割（1:10）により、2,340株を取得。 平成27年9月5日の株式分割（1:100）により、409,365株を取得。 平成27年12月24日30,000株処分。 平成29年10月1日の株式分割（1:2）により、527,500株を取得。 平成29年11月27日35,000株処分。 平成31年2月22日30,000株処分。 令和2年6月1日30,000株処分。 令和元年6月25日（第8回）ストック・オプションの有償付与により1,200個（120,000株）取得。 令和2年7月31日（第9回）ストック・オプションの有償付与により650個（65,000株）取得。 令和5年3月31日（第9回）ストック・オプションの放棄により650個（65,000株）処分。 （第9回）ストック・オプション残高0個（0株）。

取得資金合計（千円）（W+X+Y）	97,260
-------------------	--------

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地